第133期 定時株主総会

招集ご通知

開催日時　2020年６月25日(木曜日)
午前10時

開催場所　大津市浜町１番38号
当行本店２階ホール
〔末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。〕

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会へのご出席に際しましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。また、株主総会会場において、株主様の安全に配慮した感染防止の措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

また、書面またはインターネットにより事前に議決権を行使いただけますので、ご利用下さいますようお願い申し上げます。

ご出席株主様へのお土産の配布を本年は取りやめとさせていただきます。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

目　次

第133期定時株主総会招集ご通知……1
インターネットによる議決権行使のお手続きについて……3
株主総会参考書類
第1号議案　剰余金の処分の件……5
第2号議案　定款一部変更の件……6
第3号議案　取締役２名選任の件……6
第4号議案　監査役２名選任の件……8
第5号議案　取締役および監査役の報酬額改定の件……10
添付書類
第133期事業報告……11
連結計算書類……30
計算書類……32
監査報告書……34



株式会社 滋賀銀行
証券コード：8366

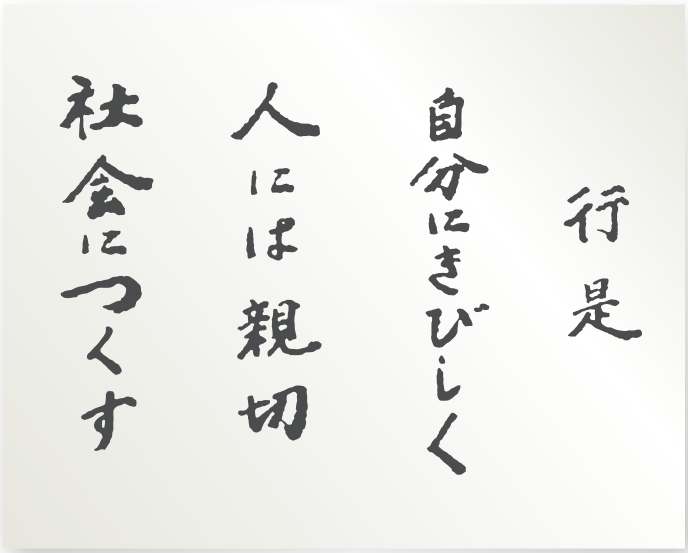

滋賀銀行は、近江商人の「三方よし」の精神を引き継ぐ行是とCSR憲章（経営理念）のもとSDGsを企業行動につなげ、持続可能な地域社会づくりに貢献してまいります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

滋賀銀行はSDGsを推進しています。

2020 ESG FINANCE AWARDS JAPAN SILVER

第1回ESGファイナンス・アワード・ジャパンで環境大臣賞（銀賞）を受賞。

ごあいさつ

株主の皆さま方には、平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼を申し上げます。

当行第133期定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

当行は、2019年4月より「未来を描き、夢をかなえる」をメインテーマとする第7次中期経営計画(2024年3月まで)をスタートさせております。銀行の発想の枠を超え、地域になくてはならない企業になるという決意を込めて、当行の目指す姿を「Sustainability Design Company」とし、持続可能な地域社会を皆さまと「共創」してまいります。

2020年6月

取締役頭取　高橋 祥二郎



本総会においては、開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項(監査報告を含みます)および議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただきますようお願い申し上げます。

(証券コード8366)
2020年６月３日

株主の皆さまへ

大津市浜町１番38号
株式会社　滋賀銀行
取締役頭取　高　橋　祥二郎

第133期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
　さて、当行第133期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、2020年６月24日（水曜日）午後５時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

1.　日　　時　2020年６月25日（木曜日）午前10時
2.　場　　所　大津市浜町１番38号
当行本店２階ホール
〔末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。〕
3.　目的事項
報告事項
1. 第133期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第133期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役２名選任の件
第４号議案　監査役２名選任の件
第５号議案　取締役および監査役の報酬額改定の件

議決権の行使についてのご案内

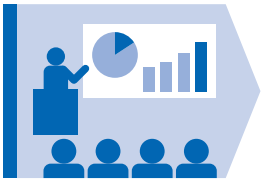

当日ご出席による議決権行使

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 **2020年６月25日（木曜日）午前10時**

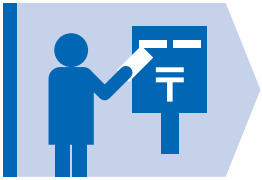

書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限 **2020年６月24日（水曜日）午後５時到着分まで**



電磁的方法（インターネット）による議決権行使

議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 **2020年６月24日（水曜日）午後５時まで**

詳細は３頁から４頁をご覧ください。▶▶▶

（1）書面（議決権行使書）と電磁的方法（インターネット）により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット）による行使の内容を有効といたします。

（2）電磁的方法（インターネット）により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効といたします。

以 上

1. 株主ではない代理人および同伴の方など、株主以外の方は総会にご出席いただけませんのでご注意願います。また、定款の定めにより代理人により議決権を行使される場合は、代理権を証する書面をご提出ください。
2. 次の事項につきましては、法令および定款第 17 条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト（https://www.shigagin.com/investor/）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
   ①事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」および「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
   ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
   ③計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
   したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
3. 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト（https://www.shigagin.com/investor/）においてお知らせさせていただきます。
4. 当日当行役職員は、地球温暖化防止の一環として、軽装（エコスタイル）でご対応させていただきます。株主の皆さまにおかれましても軽装にてご出席いただきますようお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、**当行の指定する議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセス**していただくことによってのみ実施可能です。

議決権行使期限

2020年6月24日（水曜日）午後5時まで

※ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止いたします。

QRコードを読み取る方法

スマートフォンの場合

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました。



議決権行使書用紙の副票（右側）

同封の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

●2回目以降のログインの場合
●スマートフォンの機種によりQRコードでのログインができない場合

次頁へ

QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

機関投資家の皆さまへ	株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただけます。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

パソコン、2回目以降等のスマートフォンの場合

1 議決権行使サイトへアクセス

https://evote.tr.mufg.jp/

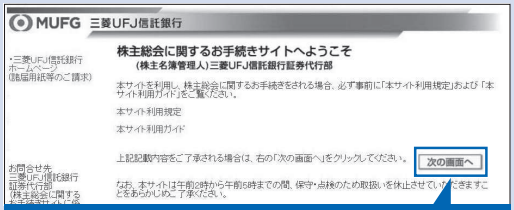

「次の画面へ」をクリック

2 ログインする

お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力

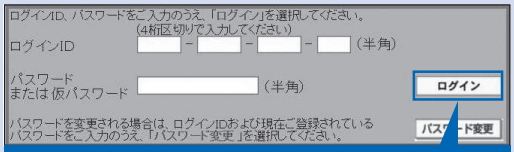

入力して「ログイン」をクリック

3 パスワードを変更する

「現在のパスワード」、「新しいパスワード」
「新しいパスワード(確認用)」をそれぞれ入力

新しいパスワードはお忘れにならないようご注意願います。

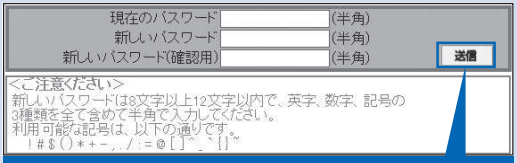

「送信」をクリック

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

携帯電話の場合

議決権行使サイトへアクセス

https://evote.tr.mufg.jp/

セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

【ご注意事項】

・株主さま以外の第三者による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

・議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は、株主さまのご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの費用も株主さまのご負担となります。

インターネットによる議決権行使は、**2020年6月24日(水曜日)の午後5時**まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

議決権の行使システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部(ヘルプデスク)

電話　**0120−173−027**(通話料無料)

(受付時間　午前9時から午後9時まで)

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当行は「地域社会との共存共栄」を柱に、経営の健全性、透明性の確保に努めるとともに、一段と厳しさを増す経営環境や将来の投資に備えて内部留保の充実と財務体質の強化を図りながら、株主の皆さまへの安定的な配当を継続しつつ、出来る限りの配当を行うことを基本方針としております。

このような方針のもと、期末配当につきましては、株主の皆さまへの利益還元を図るため、当期の業績等を勘案し、普通配当17円50銭に特別配当５円を加え１株につき22円50銭とし、その他の剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1.　期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類
金銭

(2) 配当財産の割当に関する事項およびその総額
当行普通株式１株につき　22円50銭
総額　1,129,668,795円
(ご参考) 昨年12月に中間配当として１株につき17円50銭をお支払いしておりますので、当期の年間配当は１株につき40円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年６月26日

2.　その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目とその額
別途積立金　10,400,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目とその額
繰越利益剰余金　10,400,000,000円

第２号議案　定款一部変更の件

1.　変更理由

当行は経営の意思決定の迅速化および更なる経営体制の効率化を図った結果として、現行定款第20条に定める取締役の員数の上限を23名から15名に変更するものであります。

2.　変更内容

定款変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しています。）

現　行　定　款	変　更　案
第4章　取締役および取締役会	第4章　取締役および取締役会
(員 数)	(員 数)
第20条　当銀行の取締役は、23名以内とする。	第20条　当銀行の取締役は、15名以内とする。

第３号議案　取締役２名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役大道良夫氏、今井悦夫氏および大野恭永氏は辞任されます。つきましては、取締役２名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、新たに選任された取締役の任期は、当行定款の規定により、他の在任取締役の任期の満了する日までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
1	新任 西川（にしかわ）　勝之（かつゆき） （1965年２月13日生）	1987年４月　当行入行 2011年６月　同 堅田駅前支店長 2013年６月　同 審査部副部長兼案件審査グループ課長 2014年６月　同 業務統轄部長 2016年６月　同 監査部長 2018年６月　同 執行役員監査部長（現任）	1,400株
	＜取締役候補者とした理由＞ 営業店での支店長経験に加え、本部において審査部門、業務統轄部門、監査部門に携わる等、豊富な業務経験を有しており、業務全般を熟知している。以上より、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験と十分な社会的信用を有していると判断したため取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
2	新任 社外取締役 服部力也（はっとりりきや） （1954年２月３日生）	1978年４月　住友信託銀行株式会社（現三井住友信託銀行株式会社）入社 2005年６月　同 執行役員金融法人部長 2006年６月　同 常務執行役員金融事業企画部長 2007年６月　同 常務執行役員 2008年６月　同 取締役兼常務執行役員 2011年４月　同 取締役兼専務執行役員 2012年４月　三井住友信託銀行株式会社取締役専務執行役員 2013年４月　三井住友トラスト・ホールディングス株式会社副社長執行役員 三井住友信託銀行株式会社取締役副社長 2015年６月　三井住友トラスト・ホールディングス株式会社取締役副社長 2017年４月　三井住友トラスト・ホールディングス株式会社取締役 三井住友信託銀行株式会社取締役副会長 2018年４月　三井住友信託銀行株式会社エグゼクティブアドバイザー 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社取締役会長（現任） 2018年６月　住友電設株式会社社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社取締役会長 住友電設株式会社社外監査役	0株
	＜社外取締役候補者とした理由＞ 金融機関で培われた豊富な経験と高い見識を有している。以上より、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験と十分な社会的信用を有していると判断したため取締役候補者といたしました。		

（注）1. 各取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 服部力也氏は、社外取締役候補者であります。
なお、当行は服部力也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 社外取締役との責任限定契約については以下のとおりであります。
当行は、定款において社外取締役との間で当行への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。本議案において服部力也氏の選任が承認された場合は、当行と同氏との間で、当該責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
・社外取締役が、悪意及び重過失なくして銀行に対して会社法第423条第１項に定める損害賠償責任を負うときは、1,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額をもって、賠償責任の限度額とする。

第４号議案　監査役２名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役長谷川雅人氏および西川聰氏は、任期満了となりますので、監査役２名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
1	新任 大野（おお の）恭永（やす なが） （1961年１月28日生）	1983年４月　当行入行 2009年６月　同 総合企画部長 2011年６月　同 彦根支店長 2013年６月　同 営業統轄部長 2014年６月　同 取締役営業統轄部長 2015年６月　同 常務取締役（現任）	3,220株
	＜監査役候補者とした理由＞ 営業店での支店長経験に加え、本部において経営企画部門、営業統轄部門、経営管理部門等に携わる等、業務全般を熟知し取締役として豊富な経験を有している。以上より、当行取締役の職務執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験と十分な社会的信用を有していると判断したため監査役候補者といたしました。		
2	新任 社外監査役 大西（おお にし）一清（かず きよ） （1957年１月15日生）	1980年４月　大蔵省（現財務省）入省 2002年７月　国税庁調査査察部査察課長 2005年６月　公正取引委員会事務総局経済取引局総務課長 2007年６月　オーストラリア国立大学客員研究員 2008年７月　預金保険機構財務部長 2012年１月　名古屋税関長 2012年７月　大阪税関長 2013年７月　財務省大臣官房政策評価審議官 2014年７月　横浜税関長 2015年７月　財務省退職 2015年10月　あいおいニッセイ同和損害保険株式会社顧問 2016年６月　高砂香料工業株式会社常勤監査役（現任）	0株
	＜社外監査役候補者とした理由＞ 大蔵省（現財務省）および他の法人における豊富な経験と財政や行政で培われた高い見識を有している。以上より、同氏は直接会社経営に関与したことがありませんが、当行取締役の職務執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験と十分な社会的信用を有していると判断したため監査役候補者といたしました。		

（注）1. 各監査役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 大西一清氏は、社外監査役候補者であります。
なお、当行は大西一清氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 大西一清氏は、2020年６月24日付で高砂香料工業株式会社常勤監査役を退任する予定であります。
4. 社外監査役との責任限定契約については以下のとおりであります。
当行は、定款において社外監査役との間で当行への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、本議案において大西一清氏の選任が承認された場合は、当行と同氏との間で、当該責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
・社外監査役が、悪意及び重過失なくして銀行に対して会社法第423条第１項に定める損害賠償責任を負うときは、1,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額をもって、賠償責任の限度額とする。

【ご参考】独立性判断基準

社外取締役および社外監査役の独立性は、次のいずれにも該当しないことを判断の基準としております。

①当行グループ会社の業務執行者

②当行を主要な取引先とする者（※1）若しくはその業務執行者又は当行の主要な取引先（※2）若しくはその業務執行者

③当行から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家

④最近において前記①から③までに該当していた者

⑤前記①から④までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者

（※1）当行より、当該取引先の直近事業年度の連結売上高の1％以上の支払いのある先

（※2）当行に対し、当行の直近事業年度の連結業務粗利益の1％以上の支払いのある先

第５号議案　取締役および監査役の報酬額改定の件

当行の取締役の報酬額は、1989年６月29日開催の第102期定時株主総会におきまして月額3,500万円以内（使用人兼務取締役の使用人としての給与は除く）、監査役の報酬額は、1982年６月23日開催の第95期定時株主総会におきまして月額700万円以内としてご承認をいただき現在に至っておりますが、その後の経済情勢の変化、また第２号議案をご承認いただきますと取締役の員数が減少することなど諸般の事情を勘案し、取締役および監査役の報酬額を以下のとおりに改定をお願いしたいと存じます。

1.　取締役の報酬額

取締役の報酬額につきましては、(1) 従来の固定報酬である確定金額報酬に加え、(2) 取締役(社外取締役を除く)に対し、業績と連動する報酬の設定により業績向上へのインセンティブを高めることを目的に、業績連動型報酬を導入いたします。

(1) 確定金額報酬

月額を年額に改めるとともに、年額を２億6,000万円以内(うち社外取締役に対して年額3,500万円以内)といたします。

(2) 業績連動型報酬

当該事業年度にかかる親会社株主に帰属する当期純利益の0.45％以内で、年額7,500万円を上限として支給いたします。業績連動型報酬額の算定方法につき、親会社株主に帰属する当期純利益を基準といたしますのは、親会社株主に帰属する当期純利益が当行グループ当該期業績の最終結果を表すためであります。

2.　監査役の報酬額

監査役の報酬額につきましては、月額を年額に改め、確定金額報酬として年額8,400万円以内といたします。

現在の取締役は10名（うち社外取締役２名）でありますが、第３号議案をご承認いただきますと取締役は９名（うち社外取締役３名）となります。また、現在の監査役は４名（うち社外監査役２名）でありますが、第４号議案をご承認いただきました後の人数も同様となります。

以　上

（添付書類）

第133期 事業報告

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

１　当行の現況に関する事項

（1）企業集団の事業の経過及び成果等

（主要な事業内容）

当行グループは、当行ならびに子会社の計10社で構成され、滋賀県を中心に本店ほか、支店・出張所等において銀行業及びその他銀行業に付随する業務を営んでおります。

（金融経済環境）

当年度における我が国経済は、米中貿易摩擦の激化や英国のＥＵ離脱問題などの影響で企業収益や業況感に減速感が出始めた中、新型コロナウイルス感染拡大により、世界各国での入国制限が行われ、国内外で人や物の交流が途絶するとともに、東京五輪・パラリンピックの開催も延期されるなど、景気悪化への懸念が高まりました。

滋賀県内における企業の生産活動は、米中貿易摩擦の影響に加え、今般の新型コロナウイルスによる影響がサプライチェーン（部品等の供給網）をはじめ多方面に及ぶと考えられるため、全体的に生産調整や減産を余儀なくされています。

また、需要面でも、長引く消費税関連の反動減の影響に加え、新型コロナウイルスの影響による需要の減退がさまざまな分野に波及し、全体に急速に悪化しました。今後とも、新型コロナウイルスの影響により、世界経済の先行きに深刻な影響が及ぶことが懸念されています。

（事業の経過及び成果）

昨年４月よりスタートさせた第７次中期経営計画（期間５年間：2019年４月～2024年３月）は、現状から改善策を積み上げる「フォアキャスティング」ではなく、目指すべき地域社会の姿から遡って今取り組むべき課題を洗い出す「バックキャスティング」の視点で策定いたしました。

本中期経営計画において、当行の目指す姿は「Sustainability　Design　Company」としました。

「従来の枠組み・発想を超える」との考えから「Bank」ではなく「Company」とし、「お取引先や地域社会の持続可能な発展を企画して創る」との、強い想いを込めました。

また、メインテーマは、目指す姿にあわせて「未来を描き、夢をかなえる」としました。

当行は、お客さまのライフステージに応じた社会的な課題解決に向けて、お客さまの夢に寄り添い、夢をかなえる営業推進（ゴール・ベース・サポート）を実施しております。

＜法人・事業者のお客さま向けの取り組み＞

当行は、コンサルティングとファイナンスを通じて、販路開拓や人材確保、生産性向上などお客さまの抱えるさまざまな経営課題の解決に努めております。

特に、新型コロナウイルスの影響を受けられたお客さまには、丁寧かつ親身にご相談をお受けするとともに、事業継続に必要な資金のお申込みや貸出条件の変更など資金繰り支援に全力を注ぎ、金融仲介機能の発揮に努めてまいりました。

さらに、社会的課題である経営者の高齢化と後継者不在についても、事業承継対策・M&Aを通じて円滑な事業承継をサポートしてまいりました。

本年で20周年を迎えた「サタデー起業塾」では、「しがぎん野の花賞」を通じて、お取引先の新たなビジネスプランの策定とそのブラッシュアップに取り組んでおります。この他、「ニュービジネスサポート資金（ＳＤＧｓプラン)」や「クラウドファンディング」、「ＳＤＧｓ私募債」、「シンジケートローン」等の多様な金融手法を活用して、お客さまの持続可能な成長を後押しいたしました。

また、格付プロセスを通じて把握したお客さまの「強み」と「弱み」を共有した上で問題解決や財務改善を図る「格付コミュニケーション・サービス」を実施しております。当行に蓄積された知見を積極的に活用し、お客さまの抱える事業課題の解決をすべく、融資・ソリューションを提供することで、地域社会の持続的発展に取り組んでおります。

国際業務では、近畿の地方銀行で唯一の国際統一基準行として、国内営業店と市場国際部、香港支店、上海（中国)・バンコク（タイ）の両駐在員事務所、海外研修生が連携し、お客さまの海外展開をサポートしております。また、お客さまの海外展開ビジネスの課題解決や国際協力銀行（ＪＢＩＣ）との協調融資など、サポートメニューの充実に努めております。

＜個人のお客さま向けの取り組み＞

お客さまの金融リテラシー向上のため、職場におけるセミナーや相談会により、資産運用の必要性をお伝えする活動を行うとともに、「長期・分散・積立」投資を進めるために、「投信積立」や「ＮＩＳＡ等の非課税制度」の普及に努めました。

さらに、多様な資産運用ニーズにお応えするため、商品ラインナップの充実を行うとともに、相続・資産承継・不動産有効活用などをワンストップで相談できる体制の構築により、お客さまの意向に沿ったコンサルティングを提供してまいりました。

また、スマホアプリ「滋賀銀行デジタル通帳」や口座開設機能の付いた「滋賀銀行アプリ」等を提供し、時間や場所を選ばず、口座残高の確認や口座開設申込を可能としております。

今後も、さらなるお客さまの利便性向上に向けた取り組みを進めてまいります。

＜地域活性化の取り組み＞

2019年度は、第１期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の最終年度にあたり、地方創生の一層の深化が進められる中で、当行は地域活性化に向けて具体的な取り組みを行ってまいりました。

2019年10月、2020年２月には、滋賀大学、滋賀県と共催で「地域ブランド化」に取り組むプラットフォームを形成し、「地域ブランド戦略フォーラム」を開催し、滋賀県全体の地域ブランドの向上を目指しました。

2020年２月には、滋賀プラス・サイクル推進協議会（滋賀県観光振興局ビワイチ推進室）と共同で「『ビワイチ』インバウンドセミナー」を開催いたしました。

当行は、引き続き地域活性化に取り組んでまいります。

＜ＣＳＲの取り組み＞

当行は、2017年11月、地方銀行で初めてとなる「しがぎんＳＤＧｓ宣言」を発表し、持続可能な社会の実現に向けたさまざまな活動を展開しております。環境金融をさらに発展させ、ＳＤＧｓを金融に結びつけた取り組みは、各界から高く評価されており、環境省が創設した「第１回ＥＳＧファイナンス・アワード・ジャパン」では、融資部門で銀賞を受賞いたしました。

また、今後さらにＳＤＧｓへの取り組みを加速し、企業価値向上につなげるため、2020年２月には、国連の「責任銀行原則」に地方銀行として初めて署名いたしました。

当行はこれからも、行是「自分にきびしく　人には親切　社会につくす」の精神のもと、ＣＳＲ憲章（経営理念）に掲げる「地域社会」「役職員」「地球環境」との共存共栄を通じた持続可能な社会の実現に取り組んでまいります。

＜2019年度の連結業績＞

以上のように、株主の皆さまをはじめ地域のお客さまのご理解とご支援を賜りながら、営業活動を行ってまいりました結果、2019年度の連結業績は次のとおりとなりました。

まず、預金等（譲渡性預金含む）につきましては、期末残高が期中189億円増加し、４兆9,531億円となりました。また、貸出金につきましては、地域金融機関の強みを活かして多様な資金ニーズへの対応に努めた結果、期末残高は事業性貸出・消費者向け貸出・地公体向け貸出の全てで増加し、全体で期中803億円増加し、３兆8,593億円となりました。

一方、有価証券につきましては、市場の動向を十分注視しつつ効率的な運用に努めました結果、期末残高は期中449億円減少し、１兆3,071億円となりました。

収益面では、低金利環境の長期化等によって厳しい環境が続いております。また、株式等売却益の減少を主因とするその他経常収益の減少（前年度比△103億54百万円）等により経常収益は前年度比96億87百万円減少して、888億71百万円となりました。

費用面では、営業経費、その他経常費用（貸倒引当金繰入額等）の減少等により、経常費用は前年度比25億48百万円減少して、749億96百万円となりました。

これらの結果、経常利益は前年度比71億38百万円減益の138億75百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は同22億69百万円減益の124億12百万円となりました。

＜第７次中期経営計画の進捗＞

2019年４月よりスタートさせました第７次中期経営計画（期間５年間：2019年４月～2024年３月）において、次の経営指標を掲げ、その実現に向け取り組んでおります。

当計画における2020年３月実績は下表のとおりです。

第７次中期経営計画期間中の挑戦指標	2024年３月計画	2020年３月実績
＜ＳＤ（Sustainable Development）目標＞		
①Sustainable Development推進投融資（格付ＣＳ先への新規融資額、ＳＤＧｓ型商品新規投融資額、ＥＳＧ新規投資額５年累計）	5,000億円	1,502億円
②地域顧客の価値向上サポート（年間コンサルティング相談件数）	1,000件	1,087件
③地域顧客の資産形成サポート（預り資産残高「投資信託＋金融商品仲介」）	3,000億円	1,630億円
④温室効果ガス排出量削減（2013年度比較の削減率）	25％削減	29.24％削減
⑤ＳＤＧｓ・金融リテラシーの普及・向上活動、次世代人材の育成活動（研修等の実施人数５年累計）	5,000人	5,415人
＜収益目標＞		
①親会社株主に帰属する当期純利益（連結）	100億円以上	124億円
②顧客向けサービス業務利益（単体）（貸出残高×預貸金利回り差＋役務取引等利益－営業経費）	30億円	36億円

■長期的挑戦指標

	長期的指標	2020年３月期実績
ＲＯＥ（連結）	5％以上	3.19％
ＯＨＲ（単体）	65％未満	75.64％

（対処すべき課題）

少子高齢化や人口減少の進展に加え、ＩｏＴやＡＩなどの技術革新を背景に、人口構成や社会構造、経済構造の変化が加速度的に進むものと思われます。地方銀行の経営は、今まさに歴史的な転換期を迎えており、従来型の発想や過去のビジネスモデルの延長線上に未来はなく、新たなビジネスモデルの構築が求められております。

さらに、喫緊の課題として新型コロナウイルス感染拡大への対応があります。

当行は、職員のマスク着用等の感染防止策を講じるほか、在宅勤務（テレワーク）を導入しつつ、店舗機能の維持に努め、あわせてインターネットバンキング等の窓口以外の非対面取引を推進しております。

また、お客さまの資金繰りを迅速かつ丁寧に支援するため、当行から積極的に情報提供するとともに、相談窓口設置等の対応を行っております。このほか、預り資産を保有しておられるお客さまへの電話等によるフォローを実施しております。

今後も状況の変化に応じて、店舗ネットワークとＩＣＴ（情報通信技術）をそれぞれ活用し、さらなる金融仲介機能の発揮に努め、お客さまのニーズや社会的要請に応えるサービス、付加価値を提供してまいります。

当行は、第７次中期経営計画の実践により、自らが「課題解決型金融情報サービス業」へ進化し、ＳＤＧｓをビジネスにつなげ、社会的課題解決により持続可能な社会の実現に取り組んでおります。そして、目指すべき地域社会の姿「自分らしく未来を描き、誰もが幸せに暮らせる社会」を創造してまいりたいと考えております。

当行はこの計画の実践を通じて、地域、お客さまの成長を牽引し、ＣＳＲ憲章（経営理念）に掲げる「地域社会」「役職員」「地球環境」との「共存共栄」を目指してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、変わらぬご支援とご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

イ　企業集団の財産及び損益の状況

（単位：億円）

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
経常収益	901	897	985	888
経常利益	212	196	210	138
親会社株主に帰属する当期純利益	148	138	146	124
包括利益	314	388	△10	△221
純資産額	3,742	4,079	4,022	3,758
総資産	55,395	58,750	61,152	62,850

（注）記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ　当行の財産及び損益の状況

（単位：億円）

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
預金	45,197	46,896	48,546	48,911
定期性預金	21,121	21,057	20,726	20,223
その他	24,076	25,839	27,819	28,687
貸出金	34,724	36,314	37,958	38,788
個人向け	8,587	8,883	9,272	9,597
中小企業向け	14,521	15,525	16,075	15,968
その他	11,615	11,905	12,610	13,223
商品有価証券	3	3	1	2
有価証券	14,683	13,500	13,552	13,103
国債	4,022	2,435	2,622	2,550
その他	10,661	11,065	10,092	10,552
総資産	55,173	58,570	61,004	62,718
内国為替取扱高	193,864	199,711	203,490	203,258
外国為替取扱高	百万ドル 2,575	百万ドル 2,607	百万ドル 2,868	百万ドル 3,567
経常利益	百万円 19,230	百万円 17,633	百万円 19,802	百万円 12,538
当期純利益	百万円 13,939	百万円 12,459	百万円 14,217	百万円 11,869
１株当たりの当期純利益	円 銭 53 54	円 銭 239 29	円 銭 273 33	円 銭 232 42

（注）1.　記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2.　2018年10月1日付で５株を１株に株式併合しております。１株当たりの当期純利益は2017年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	2,282人	2,290人

（注）1. 使用人数は、出向者を除いた就業人員（ただし、連結会社間の出向者を含む）であります。
2. 使用人数は、海外の現地採用を含み、嘱託及び臨時雇員1,170人を含んでおりません。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

銀行業

イ　営業所数の推移

当行：
国内：132店（前年度末132店）
主要な営業所：本店、京都支店、大阪支店、東京支店ほか
海外：１店（前年度末１店）
主要な営業所：香港支店

国内の営業所数には、当行の100％出資子会社である銀行代理店の営業所25店（前年度末25店）を含んでおります。また、上記のほか当年度末において海外駐在員事務所を2か所（前年度末２か所）、店舗外現金自動設備を155か所（前年度末163か所）設置しております。

このほか、株式会社セブン銀行との提携による店舗外現金自動設備を23,623か所（前年度末23,555か所）、株式会社イーネットとの提携による店舗外現金自動設備を12,349か所（前年度末12,377か所）、株式会社ローソン銀行との提携による店舗外現金自動設備を13,330か所（前年度末13,441か所）、それぞれ設置しております。

しがぎんコンピュータサービス株式会社：大津本社
しがぎんビジネスサービス株式会社：大津本社
株式会社しがぎん経済文化センター：大津本社
株式会社滋賀ディーシーカード：大津本社
しがぎんリース・キャピタル株式会社：９営業所（主要な営業所：大津本社ほか）
株式会社しがぎんジェーシービー：大津本社
しがぎんキャッシュサービス株式会社：大津本社
滋賀保証サービス株式会社：大津本社

ロ　当年度の新設営業所

該当事項はありません。

なお、当年度において店舗外現金自動設備を３か所新設、11か所廃止いたしました。

このほか、株式会社セブン銀行との提携による店舗外現金自動設備を998か所新設、930か所廃止、株式会社イーネットとの提携による店舗外現金自動設備を296か所新設、324か所廃止、株式会社ローソン銀行との提携による店舗外現金自動設備を556か所新設、667か所廃止いたしました。

ハ　当行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の主要業務
しがぎん代理店株式会社	大津市浜町１番38号	－

ニ　当行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はありません。

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ　設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	1,738

ロ　重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内　　容	金　　額
店舗用地の購入	—
店舗等の新設・改修	522
事務機器等の購入	747
コンピュータ（ソフトウェア）開発・購入	468
合　計	1,738

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ　親会社の状況

該当事項はありません。

ロ　子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
しがぎんコンピュータサービス株式会社	大津市浜町1番38号	事務計算受託業務	1977年4月1日	百万円 20	% 100	
しがぎんビジネスサービス株式会社	大津市浜町1番38号	事務代行業務、不動産管理業務	1979年7月11日	40	100	
株式会社しがぎん経済文化センター	大津市浜町1番38号	コンサルティング業務	1984年3月21日	10	100	
株式会社滋賀ディーシーカード	大津市浜町1番10号	クレジットカード業務、信用保証業務	1985年4月1日	30	100	
しがぎんリース・キャピタル株式会社	大津市浜町4番28号	リース、投資業務	1985年5月1日	31	100	
しがぎん代理店株式会社	大津市浜町1番38号	銀行代理店業務	1986年8月1日	40	100	
株式会社しがぎんジェーシービー	大津市浜町1番10号	クレジットカード業務	1991年4月4日	30	100	
しがぎんキャッシュサービス株式会社	大津市浜町1番38号	現金精査・整理、ATM管理業務	1993年7月9日	10	100	
滋賀保証サービス株式会社	大津市浜町1番38号	信用保証業務、貸出担保評価・管理業務	2004年4月1日	60	100	

(注) 1. 資本金の額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記９社は、連結子会社であります。
3. 上記以外に非連結の子会社及び子法人等（持分法非適用）が４社あります。
4. しがぎんコンピュータサービス株式会社、しがぎんビジネスサービス株式会社、しがぎんキャッシュサービス株式会社を2020年７月１日付で合併（存続会社：しがぎんビジネスサービス株式会社）することを決定しております。

〔重要な業務提携の概況〕

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び現金自動入金のサービス等を行っております。
5. 株式会社セブン銀行、株式会社イーネット及び株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し及び現金自動入金のサービス等を行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2　会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

（年度末現在）

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職	その他
大　道　良　夫	取締役会長		
高　橋　祥二郎	取締役頭取（代表取締役） 監査部担当		
今　井　悦　夫	専務取締役（代表取締役） 総務部・審査部担当		
大　野　恭　永	常務取締役 経営管理部・業務統轄部担当		
西　　基　宏	常務取締役 秘書室・営業統轄部担当		
西　藤　崇　浩	常務取締役 総合企画部・市場国際部担当		
久保田　真　也	常務取締役 人事部・システム部担当		
堀　内　勝　美	取締役 京都支店長		
安　井　　肇	取締役（非常勤） （社外取締役）	・株式会社安井アソシエイツ 代表取締役社長	
竹　内　美奈子	取締役（非常勤） （社外取締役）	・株式会社TM Future 代表取締役	
林　　一　義	監査役（常勤）		
長谷川　雅　人	監査役（常勤）		

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職	その他
西　川　　聰	監査役（非常勤） （社外監査役）		
松　井　保　仁	監査役（非常勤） （社外監査役）	・弁護士法人錦橋法律事務所 社員	

（注）取締役安井肇氏、取締役竹内美奈子氏、監査役西川聰氏並びに監査役松井保仁氏は、東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

（当年度中に退任した役員）

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職	その他
若　林　岩　男	常務取締役 秘書室・市場国際部担当		2019年６月26日 期間満了により退任
北　川　正　義	取締役 東京支店長		2019年６月26日 期間満了により退任
辻　田　素　子	取締役（非常勤） （社外取締役）	・龍谷大学経済学部　教授	2019年６月26日 期間満了により退任

（注）当年度中に退任した役員の地位及び担当ならびに重要な兼職の状況は退任時のものであります。

(2) 会社役員に対する報酬等

(金額単位：百万円)

区　　分	支給人数	報　酬　等
取　締　役	13人	225　(—)
会 計 参 与	—	—　(—)
監　査　役	4人	54　(—)
執　行　役	—	—　(—)
計	17人	279　(—)

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記のほか、取締役が使用人を兼ねている場合における使用人としての報酬等の金額は合計５百万円（うち報酬以外の金額（使用人賞与）３百万円）であります。
3. (　) 内は、報酬以外の金額であります。
4. 会社役員に対する定款又は株主総会で定められた報酬限度額は504百万円（月額42百万円）であります。また、取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の限度額は100百万円であります。
5. 上記の報酬等の金額には、当該事業年度に計上した取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等24百万円（取締役10名）を含んでおります。
6. 役員報酬の額又は算定方法の決定方針

①内容

取締役（社外取締役を除く）の報酬は、(ａ) 役位を基に役割や責任に応じて支給する固定報酬、及び(ｂ) 中長期的な企業価値向上と株価上昇への貢献意欲を高めるため支給する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬で構成しております。また、社外取締役及び監査役の報酬は経営への監督機能を有効に機能させるため、固定報酬のみとしております。

②決定方法

固定報酬については、株主総会で定められた報酬月額限度額の範囲内で、取締役の報酬は取締役会の決議により、監査役の報酬は監査役の協議により決定しております。また、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬については、株主総会で定められた範囲で取締役会の決議により決定しております。

加えて、(ａ) 取締役（社外取締役を除く）の固定報酬は、業績向上へのインセンティブを高めるため、当該業績の最終結果を表す「親会社株主に帰属する当期純利益」の前年度実績に応じて各年度で増減させ、業績に応じた報酬としております。

(3) 責任限定契約

氏　　名	責　任　限　定　契　約　の　内　容　の　概　要
安　井　　肇 竹　内　美奈子 西　川　　聰 松　井　保　仁	・社外取締役及び社外監査役が、悪意及び重過失なくして銀行に対して会社法第423条第１項に定める損害賠償責任を負うときは、1,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額をもって、賠償責任の限度額とする。

3　社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏　　名	兼　職　そ　の　他　の　状　況
安　井　　肇	株式会社安井アソシエイツ　代表取締役社長
竹　内　美奈子	株式会社TM Future　代表取締役
松　井　保　仁	弁護士法人錦橋法律事務所　社員

（注）1.　安井肇氏が代表取締役を務める株式会社安井アソシエイツとは特筆すべき取引関係はありません。
2.　竹内美奈子氏が代表取締役を務める株式会社TM Futureとは特筆すべき取引関係はありません。
3.　松井保仁氏が社員を務める弁護士法人錦橋法律事務所とは特筆すべき取引関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏　　名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
安　井　　肇	2年9月	当事業年度開催の取締役会へは定例取締役会12回中12回出席(出席率100%)、臨時取締役会2回中1回出席（出席率50%）しております。	取締役会では主に日本銀行及び他の法人における豊富な経験や金融の専門的な知見を活かして発言を行っております。
竹　内　美奈子	0年9月	当事業年度開催の取締役会へは定例取締役会10回中10回出席(出席率100%)、臨時取締役会2回中1回出席（出席率50%）しております。	取締役会では企業経営者として、経営全般に関する豊富な経験と高い見識を活かして発言を行っております。
西　川　　聰	7年9月	当事業年度開催の取締役会へは定例取締役会12回中12回出席(出席率100%)、臨時取締役会2回中1回出席（出席率50%）しております。また監査役会へは定例監査役会12回中12回出席(出席率100%)しております。	取締役会では主に大蔵省（現財務省）及び他の法人における行政及び経営の豊富な経験を活かして発言を行っております。また、監査役会では監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
松　井　保　仁	2年9月	当事業年度開催の取締役会へは定例取締役会12回中12回出席(出席率100%)、臨時取締役会2回中2回出席（出席率100%）しております。また監査役会へは定例監査役会12回中12回出席(出席率100%)しております。	取締役会では主に弁護士として会社法等の法律の専門的な知識と豊富な経験を活かして発言を行っております。また、監査役会では監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
社外取締役	3人	13 (—)	—
社外監査役	2人	13 (—)	—
報酬等の合計	5人	26 (—)	—

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. ( ) 内は、報酬以外の金額であります。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4　当行の株式に関する事項

(1) 株式数　　発行可能株式総数　100,000千株
発行済株式の総数　53,090千株

(2) 当年度末株主数　10,596名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	2,147　千株	4.27　%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,701	3.38
日本生命保険相互会社	1,610	3.20
明治安田生命保険相互会社	1,599	3.18
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,360	2.70
滋賀銀行従業員持株会	1,211	2.41
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	1,180	2.35
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	1,165	2.32
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	1,160	2.31
JP MORGAN CHASE BANK 385151	813	1.62

（注）持株比率は、自己株式（2,882千株）を控除して計算しております。

5　会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ　の　他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員　松崎　雅則 指定有限責任社員　河越　弘昭	66	(報酬等について監査役会が会社法第399条第１項の同意をした理由) 当行監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算定根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行い、当該検証結果を踏まえて、報酬等の額が合理的であると判断し、報酬等の額について同意いたしました。 (会計監査人が対価を得て行う非監査業務の内容) 自己資本比率算定プロセスの助言、指導業務

(注) 1. 上記の監査法人に対して、当行並びに子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は76百万円であります。なお、当行が支払った報酬等66百万円のうち、１百万円は第132期の会計監査に対応するものであります。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ　会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行監査役会は、法令に定める事由又は会計監査人の適格性・独立性を害する事由等の発生により適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、当行取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

ロ　銀行の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人が、当行の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類の監査をした事実

該当事項はありません。

6　財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

定めておりません。

7　特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

8　親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

9　会計参与に関する事項

該当事項はありません。

10　その他

該当事項はありません。

（2020年３月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	934,834	預金	4,886,433
コールローン及び買入手形	4,679	譲渡性預金	66,683
買入金銭債権	3,805	コールマネー及び売渡手形	136,386
商品有価証券	298	債券貸借取引受入担保金	235,538
金銭の信託	14,424	借用金	451,079
有価証券	1,307,107	外国為替	40
貸出金	3,859,363	新株予約権付社債	21,766
外国為替	7,909	その他負債	45,988
その他資産	97,636	退職給付に係る負債	1,841
有形固定資産	52,843	役員退職慰労引当金	5
建物	14,648	睡眠預金払戻損失引当金	379
土地	35,735	利息返還損失引当金	25
建設仮勘定	134	偶発損失引当金	182
その他の有形固定資産	2,325	繰延税金負債	28,627
無形固定資産	1,960	再評価に係る繰延税金負債	6,747
ソフトウェア	1,642	支払承諾	27,475
ソフトウェア仮勘定	148	**負債の部合計**	**5,909,200**
その他の無形固定資産	169	（純資産の部）	
繰延税金資産	614	資本金	33,076
支払承諾見返	27,475	資本剰余金	24,536
貸倒引当金	△27,952	利益剰余金	220,282
		自己株式	△8,184
		株主資本合計	**269,712**
		その他有価証券評価差額金	102,311
		繰延ヘッジ損益	△8,351
		土地再評価差額金	11,103
		退職給付に係る調整累計額	894
		その他の包括利益累計額合計	**105,957**
		新株予約権	**131**
		純資産の部合計	**375,801**
資産の部合計	**6,285,002**	**負債及び純資産の部合計**	**6,285,002**

連結損益計算書

（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**88,871**
資金運用収益	**50,347**	
貸出金利息	36,904	
有価証券利息配当金	13,152	
コールローン利息及び買入手形利息	53	
預け金利息	134	
その他の受入利息	102	
役務取引等収益	**15,621**	
その他業務収益	**19,099**	
その他経常収益	**3,802**	
償却債権取立益	395	
その他の経常収益	3,406	
経常費用		**74,996**
資金調達費用	**7,516**	
預金利息	2,096	
譲渡性預金利息	38	
コールマネー利息及び売渡手形利息	816	
債券貸借取引支払利息	1,304	
借用金利息	2,420	
その他の支払利息	840	
役務取引等費用	**4,574**	
その他業務費用	**16,424**	
営業経費	**41,449**	
その他経常費用	**5,030**	
貸倒引当金繰入額	2,172	
その他の経常費用	2,858	
経常利益		**13,875**
特別利益		**5,002**
固定資産処分益	**5,002**	
特別損失		**1,088**
固定資産処分損	**139**	
減損損失	**949**	
税金等調整前当期純利益		**17,788**
法人税、住民税及び事業税	**5,018**	
法人税等調整額	**357**	
法人税等合計		**5,376**
当期純利益		**12,412**
親会社株主に帰属する当期純利益		**12,412**

第133期末（2020年３月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	934,739	預金	4,891,113
現金	38,342	当座預金	197,867
預け金	896,397	普通預金	2,524,312
コールローン	4,679	貯蓄預金	18,708
買入金銭債権	3,805	通知預金	35,606
商品有価証券	298	定期預金	2,022,333
商品国債	151	その他の預金	92,285
商品地方債	146	譲渡性預金	80,563
金銭の信託	14,424	コールマネー	136,386
有価証券	1,310,342	債券貸借取引受入担保金	235,538
国債	255,059	借用金	447,498
地方債	215,571	借入金	447,498
社債	360,114	外国為替	40
株式	206,206	売渡外国為替	33
その他の証券	273,389	未払外国為替	6
貸出金	3,878,885	新株予約権付社債	21,766
割引手形	9,462	その他負債	29,885
手形貸付	93,026	未払法人税等	1,567
証書貸付	3,371,885	未払費用	4,393
当座貸越	404,510	前受収益	1,504
外国為替	7,909	従業員預り金	0
外国他店預け	6,946	融派生商品	15,107
買入外国為替	0	その他の負債	7,312
取立外国為替	962	退職給付引当金	2,995
その他資産	61,001	睡眠預金払戻損失引当金	379
前払費用	44	偶発損失引当金	182
未収収益	3,791	繰延税金負債	28,015
金融派生商品	3,398	再評価に係る繰延税金負債	6,747
その他の資産	53,766	支払承諾	27,475
有形固定資産	52,564	負債の部合計	5,908,587
建物	14,495	（純資産の部）	
土地	35,646	資本金	33,076
建設仮勘定	134	資本剰余金	23,942
その他の有形固定資産	2,287	資本準備金	23,942
無形固定資産	1,833	利益剰余金	209,798
ソフトウェア	1,577	利益準備金	9,134
ソフトウェア仮勘定	92	その他利益剰余金	200,664
その他の無形固定資産	163	固定資産圧縮積立金	400
支払承諾見返	27,475	別途積立金	186,893
貸倒引当金	△ 26,123	繰越利益剰余金	13,370
		自己株式	△ 8,184
		株主資本合計	258,633
		その他有価証券評価差額金	101,731
		繰延ヘッジ損益	△ 8,351
		土地再評価差額金	11,103
		評価・換算差額等合計	104,483
		新株予約権	131
		純資産の部合計	363,248
資産の部合計	6,271,836	負債及び純資産の部合計	6,271,836

第133期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**73,250**
資金運用収益	**51,305**	
貸出金利息	36,895	
有価証券利息配当金	14,125	
コールローン利息	53	
預け金利息	134	
その他の受入利息	96	
役務取引等収益	**12,990**	
受入為替手数料	3,211	
その他の役務収益	9,779	
その他業務収益	**5,144**	
外国為替売買益	532	
商品有価証券売買益	0	
国債等債券売却益	4,611	
その他の業務収益	0	
その他経常収益	**3,809**	
償却債権取立益	395	
株式等売却益	2,381	
金銭の信託運用益	215	
その他の経常収益	816	
経常費用		**60,711**
資金調達費用	**7,498**	
預金利息	2,098	
譲渡性預金利息	38	
コールマネー利息	816	
債券貸借取引支払利息	1,304	
借用金利息	2,401	
金利スワップ支払利息	820	
その他の支払利息	20	
役務取引等費用	**4,827**	
支払為替手数料	634	
その他の役務費用	4,193	
その他業務費用	**3,542**	
国債等債券売却損	1,354	
国債等債券償却	50	
金融派生商品費用	2,137	
その他の業務費用	0	
営業経費	**39,895**	
その他経常費用	**4,947**	
貸倒引当金繰入額	2,106	
貸出金償却	1,050	
株式等売却損	998	
株式等償却	243	
金銭の信託運用損	48	
その他の経常費用	501	
経常利益		**12,538**
特別利益		**5,002**
固定資産処分益	**5,002**	
特別損失		**1,088**
固定資産処分損	**139**	
減損損失	**949**	
税引前当期純利益		**16,452**
法人税、住民税及び事業税	**4,334**	
法人税等調整額	**249**	
法人税等合計		**4,583**
当期純利益		**11,869**

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月８日

株式会社　滋　賀　銀　行
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松　崎　雅　則　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	河　越　弘　昭　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社滋賀銀行の2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社滋賀銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月８日

株式会社　滋　賀　銀　行
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　松　崎　雅　則　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　河　越　弘　昭　㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社滋賀銀行の2019年４月１日から2020年３月31日までの第133期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第133期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月11日

株式会社 滋賀銀行　監査役会

常勤監査役　林　　一　義　㊞

常勤監査役　長谷川　雅　人　㊞

社外監査役　西　川　　聰　㊞

社外監査役　松　井　保　仁　㊞

以　上

〔メ モ 欄〕

〔メ モ 欄〕

株主総会会場のご案内

場 所 大津市浜町１番38号 当行本店２階ホール
077－521－9530(代表)



交 通

JR琵琶湖本線 **大津駅** 徒歩約12分

京阪電車 **びわ湖浜大津駅** 徒歩約5分

会 場
当行本店２階ホール

※ 会場付近は、車両一方通行箇所が多いのでご注意ください。